

第 1 1 回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 5 年 1 1 月 2 8 日

出席者	1. 山澤敏徳 2. 林田寿利 3. 菊池勇夫 4. 若杉伸児 5. 藤本政嗣 6. 小野和久 7. 富井保徳 8. 柳田隆喜 9. 中谷茂己 10. 黒木謙志 11. 黒木良昭 12. 中田辰美 13. 田野敏広 14. 藤田博文
議事録署名人	12番 中田 辰美 委員 13番 田野 敏広 委員
開催時間	開会 PM 14:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和 5 年第 11 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>〈挨拶〉</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和 5 年第 11 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。12 番中田辰美委員、13 番田野敏広委員、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は、令和 5 年 11 月 28 日、本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認</p>

を求める。令和 5 年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 120 番から 122 番の 3 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 120 番と 121 番は、譲受人が同一のため、あわせて説明をお願いします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 120 番と 121 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、都農町の 60 歳の方です。

受付番号 120 番、譲渡人が、美郷町西郷田代の 55 歳の方です。申請地は、西郷田代字トクロウ、畑 1 筆、476 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜を耕作するということです。契約内容は、申請書明細のとおりです。

受付番号 121 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 87 歳の方です。親子の関係になり、今回生前贈与の申請となります。申請地は、西郷田代字カイトセ他、田畑 23 筆、11,228. 91 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は記載のとおりです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地・借入地ともに 0 m²ですが、都農町で大規模な農業を行っているということであり、家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

7 番、富井です。まず 121 番から説明いたします。譲受人・譲渡人は親子になります。譲受人は現在都農町在住で、トマトを中心に手広く農業をやっています。譲渡人は高齢になり、自身が生きてるうちに譲りたいということで今回の申請となりました。いずれ本町に帰ってくると約束もしているそうです。

120 番ですが、まず譲受人の父親に購入してほしいと話があったようです。畑なので購入を考えていたようですが、譲渡人に事情があったらしく、再三にわたりお願いされたため、止む無く受けたと聞いています。問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 120 番と 121 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 120 番と 121 番に賛成の方の挙手

を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 122 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 122 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 53 歳の方。譲渡人は、美郷町西郷田代の 87 歳の方です。親子間の生前贈与になります。申請地が、西郷田代字中ノ原、田 2 筆、1,245 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

7 番、富井です。譲受人は、先程の 121 番の譲受人の弟になり、役場の企画課長をしております。先程と内容は同じで親子間の生前贈与となっております。兄弟で話し合いをしており、何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 122 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 122 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 38 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

8 ページをお開きください。議案第 38 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条に規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和 5 年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 123 番の 1 件となっております。詳細は担

当がご説明いたします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 123 番です。受付月日が、令和 5 年 11 月 1 日になります。申請人は、日向市の土地家屋調査士になります。申請地は、西郷山三ヶ字山ス原、畑、現況地目は雑種地、38 m²であります。所有者は、美郷町西郷小原の 67 歳の方です。調査月日は令和 5 年 11 月 17 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっています。11 ページが地籍集成図、12 ページが現況写真になります。本農地は周辺が道路と宅地であり、非農地の取扱いをしても何の影響もないということで申請を受理いたしました。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山澤委員

1 番、山澤です。現地の確認に行ったところ、写真のように道路の法面のような状態で、10 年以上農地として使用していないことを確認いたしました。また今後も使用することはないということです。農地でないことの証明の協議をよろしくをお願いします。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 123 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 123 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 39 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

13 ページをお開きください。議案第 39 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 124 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

15 ページをお開き下さい。受付番号は 124 番です。申請人は、美郷町西郷田代の 85 歳の方です。申請地は、西郷田代字持田々、田 1 筆、423 m²であります。申

請の理由は、申請地は周囲を山林に囲まれ日当たりも悪く耕作条件が非常に悪い
ため、50年程前に耕作をやめ杉を植林した。今回伐採の手続きの際に農地法の許
可を受けずに植林したことが判明したための追認申請になります。転用後の用途
は、スギ植林。転用の時期は昭和48年月日不詳となっています。16ページが地
籍集成図、17ページが始末書、18ページが現況写真になります。隣接する農地は
すでに荒れていて、対象農用地についても農業公共投資のされていない農地のた
め、立地基準は満たしています。また始末書も添付されていることから、転用や
むなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

11番、黒木です。申請人は85歳という高齢で、そろそろ財産の整理をと始め
たところ、今回の無断転用が発覚したと聞いております。申請地の南側に高い木
が生えていて殆ど日が当たりません。隣接する田畑もほぼ耕作放棄地という状態
です。耕作に向かない農地であり、始末書も出ているのでご審議よろしくお願
いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号124番について、質疑のあ
る方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号124番に賛成の方の挙手を求めま
す。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程
いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

19ページをお開きください。議案第40号、農地法第5条の規定による許可申
請について。農地法第5条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認
を求める。令和5年11月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のペ
ージが対象農用地の位置図であります。受付番号125番と126番の2件となって
おります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

21ページをお開きください。受付番号は125番です。申請人の譲受人が、美郷
町南郷上渡川の70歳の方。譲渡人が、日向市の方です。申請地は、南郷上渡川宇
田出原、田畑3筆、1,095㎡であります。申請理由は、申請地周辺は山林化してお

り、獣害が多く、耕作しても収穫が見込めないためスギの植林を行いたいということ。転用後の用途は、スギ植林。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、着手令和6年4月1日、完了令和6年5月31日となっています。22ページが地籍集成図、23ページが現況写真であります。本件は土地利用計画図等を精査して判断した結果、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

4番、若杉です。申請人の2人は以前にも数回、山林の売買を行っていたようです。今回譲渡人がすべての財産を処分したいということで、このように話がまとまったようです。譲渡人は学校卒業後地元を離れており、今後帰ってきて管理することはないということです。譲受人は、今年8月にも同じような案件を承認いただいています。渡川地区は美郷町のモデル事業で、山林の保安林化が進められています。業者が入って意向調査が始まっており、町外に出ている所有者にも案内が行っており、これを機に山林等を処分したいという方が出てきているようです。これから町内に保安林化が進むのではと思っておりますので、このような案件は今後度々出てくるのではと考えております。以上のことから何ら問題ないと考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号125番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号125番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号126番の説明をお願いします。

事務局員

24ページをお開きください。受付番号は126番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の67歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の69歳の方です。申請地は、北郷宇納間字田ノ上、畑1筆、62㎡であります。申請理由は、申請地には平成10年ごろから車庫が建っていました。相続の手続きを行う際に、申請地が農地であり転用許可を受けずに車庫を建築したことが判明したため、今回の追認申請となったということです。転用後の用途は、車庫。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、平成10年月日不詳となっています。25ページが地籍集成図、26ページが始末書、27ページが土地利用図、28ページが現況写真で

あります。本件については、隣接する農地もない小集団の農地で、始末書も添付されていることから、追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

5 番、藤本です。申請地には、以前消防機庫があったと記憶しています。それを崩して移設後、譲渡人の父親が車庫を作ったと聞きました。申請地が県道に面しており消防機庫があったことから、私自身も農地ではないと認識しておりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 126 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 126 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

29 ページをお開きください。議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 127 番から 129 番の 3 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

31 ページをお開きください。受付番号 127 番、所有権移転関係について説明いたします。所有権の移転を受ける者が、美郷町西郷田代の 27 歳の方。所有権を移転する者が、日向市の 91 歳の方です。所有権を移転する土地は、西郷田代字下ノ前田、田 1 筆、899 m²であります。所有権移転に伴う事項は、申請書明細のとおりです。移転を受ける者の経営状況ですが、小作地のみの 3,456 m²。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。金額単価の決定については、林田会長と小野委員が間に入っていただいたと聞いております。32 ページが地籍集成図になります。隣接する 3 筆の農地とあわせて、ハウスでミニトマト栽培を行っております。本

案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

小野委員

6 番、小野です。説明内容については、ただ今の事務局の説明のとおりです。昨年からミニトマト栽培を始めまして、現状は本人とその両親、あと数名の方が栽培に従事しています。所有権を移転する者は現在日向市に住んでいて、土地に関しては息子さん管理しておりました。前任の農業委員さんと息子さんを交え、話ができていたと聞いております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 127 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 127 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 128 番の説明をお願いします。

事務局員

33 ページをお開きください。受付番号は 128 番です。利用権設定関係について説明いたします。利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 63 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 57 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 2 筆、2,926 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 20,910 m²。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。こちらは継続の案件となっております。後ほど合意解約の報告がありますが、一旦契約を解約して単価を変更するという契約内容になっております。34 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

9 番、中谷です。この案件は継続となっております。貸借期間と単価の変更のためと聞いております。ご審議よろしくをお願いします。

議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 128 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。
若杉委員	はい。
議長	若杉委員、どうぞ。
若杉委員	4 番、若杉です。内容に関しては問題ないのですが、次の議案で同じ人同士で公社を通しての案件が出てくるのですが、この件だけ 1 対 1 の契約になっているのはなぜでしょうか。
事務局員	若杉委員の質問にお答えします。本来であればこの案件も、農地中間管理機構を通して契約したかったんですが、機構法では登記名義人が地主となりますので、この土地だけ名義人が未だ祖父になっていて、相続人からの同意が得られなかった為、今回の申請となりました。以上です。
若杉委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 128 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 129 番の説明をお願いします。
事務局員	35 ページをお開きください。受付番号は 129 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 78 歳の方。利用権を設定する者が、日向市の 54 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字下タの屋敷、畑 1 筆、1,932 m ² であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地のみ 12,248 m ² 。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は継続。36 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。

山澤委員	<p>2 番、山澤です。先日現地に行って、設定を受ける者に話をお聞きしました。利用権を設定する者は現在は日向市に住んでいますが、元々は同地区で隣に住んでいた方だそうです。これまで 10 年以上ハウスで金柑栽培を行っており、継続案件であることから問題はないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 129 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 129 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員、挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 42 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>37 ページをお開きください。議案第 42 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 130 番から 138 番の 9 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
議長	<p>この案件はすべて、利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者の間に、農業振興公社が入っておりますので、同時説明といたします。</p>
事務局員	<p>資料は 39 ページからになります。</p> <p>受付番号 130 番から 138 番まで、公社を活用した案件であります。関連がありますので同時に説明いたします。</p> <p>受付番号 130 番。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者は同一で、美郷町南郷神門 68 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原と上仮屋、田 7 筆、10,633 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地のみの 13,331 m²。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。新規の案件です。</p> <p>40 ページをお開きください。</p> <p>受付番号 131 番。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者は同一で、美</p>

郷町南郷鬼神野の 72 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 2 筆、2,599 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地のみの 6,128 m²。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。新規の案件です。

41 ページをお開きください。

受付番号 132 番。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者は同一で、美郷町南郷神門の 82 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字下仮屋、田 5 筆、5,561 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地のみの 6,293 m²。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。新規の案件です。

42 ページをお開きください。

受付番号 133 番。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者は同一で、美郷町南郷神門の 51 歳の方です。利用権の設定を受ける土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 6 筆、11,681 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地のみの 14,973 m²。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。新規の案件です。

43 ページをお開きください。

受付番号 134 番。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者は同一で、美郷町南郷神門の 77 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原と竹原田、田 10 筆、9,190 m²であります。新規の案件です。

受付番号 135 番。利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門 77 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 66 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字竹原田、田 1 筆、559 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地のみの 13,955 m²。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。新規の案件です。

44 ページをお開きください。

受付番号 136 番。利用権の設定を受ける者は、美郷町南郷神門の 63 歳の方。利用権を設定する者は、美郷町南郷神門の 57 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 4 筆、3,862 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 20,910 m²。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。新規の案件です。

受付番号 137 番。利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者は同一で、美郷町南郷神門の 57 歳の方です。利用権の設定を受ける土地は、南郷神門の仮屋小田ノ原、田 1 筆、953 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地のみの 6,745 m²であります。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。新規の案件です。

ここまでが重点実施地区で取り組んでいます神門上 1 区の案件になります。

45 ページをお開きください。

受付番号 138 番。利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷水清谷の 49 歳の方。

利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 88 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字長堀、田 2 筆、1,818 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 48,302 m²。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。新規の案件です。

46 ページが地籍集成図になります。来月の審議を終えますと、約 7 割の農地が集積される形になります。説明は以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員 9 番、中谷です。神門上区の中山間・多面の役員をさせていただいております。最後の 1 件だけは違いますが、他は全部農事組合員です。中間管理機構を経由しての計画です。10 年後の地域の農地利用等に向けて推し進めております。ご審議よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 130 番から 138 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員 はい。

議長 若杉委員、どうぞ。

若杉委員 4 番、若杉です。農地の集約化、役員さんは大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。受付番号 138 番ですが、利用権を設定する者が 88 歳と高齢ですが、10 年契約ですともし何かあった際には、後の納税義務者あたりに自動的に引き継ぐ契約なののでしょうか、それともまた契約をし直すのでしょうか。教えてください。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局員 若杉委員の質問にお答えします。10 年の契約期間中にそういう事案が発生した場合は、こちらで相続人を探して、相続人との契約変更という形を取らせていただきます。どうしても相続人がいない場合は、公社と相談し合意解約など途中で断念することも可能ですので、そういう対応も考えています。

若杉委員 そういった場合は、今説明があったとおり、役員が次の後継者を探すというのは非常に困難であると考えますので、できれば行政側が主導で後の処理もしていただけるといいと思います。

議長 他にありませんか。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 130 番から 138 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 19 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

47 ページをお開きください。報告第 19 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 5 年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

48 ページをお開きください。先程承認いただきました、受付番号 128 番の契約変更と、136 番の公社経由の案件に関連するもので、一度解約し再度契約をし直すための合意解約になります。

49 ページをお開きください。先程承認いただきました 127 番の所有権移転に伴う、賃貸借の合意解約になります。

2 件の合意解約については、農地法の要件を満たしていることから、届け出を受理しましたので報告いたします。

議長

続きまして、報告第 20 号、相続等による権利移動についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

50 ページをお開きください。報告第 20 号、相続等による権利移動について。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出があったので報告する。令和 5 年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

51 ページをお開きください。届出者が美郷町南郷神門の方です。相続による農地の所有権移転の届出書が出されています。

52 ページをお開きください。届出者が美郷町北郷宇納間の方です。相続による農地の所有権移転の届出書が出されています。

この 2 件については、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

議長

以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和5年第11回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 中田 辰美

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

